

志賀町飼い主のいない猫の不妊・去勢支援事業

概要

開始時期	令和8年10月1日～
対象者	飼い主のいない猫のボランティア活動をしている下記①～③の方が対象 ①本町の住民基本台帳に記載され、かつ町内に居住している個人 ②町内の区 ③町内に活動の拠点を有する団体 なお、事前に町の利用登録の申請を行い、登録証の交付を受けることが必要
助成額	不妊手術：14,000円 去勢手術：11,000円 上記の額又は手術の要した費用のいずれか低い額とする
助成方法	登録されている動物病院で助成券交付の申請を行い、助成券の交付を受ける

志賀町飼い主のいない猫の不妊・去勢支援事業

利用手順

1 申請者	利用登録申請書、同意書を記入
2 申請者	利用登録申請書を生活環境課の窓口に直接提出 持ち物：申請書、印鑑、本人確認書類、（ 運転免許書、マイナンバーカードなど ）
3 町（生活環境課）	申請者に利用登録証を交付する ※利用登録証はその年度のみ有効で、年度内であれば何度でも利用が可能。
4 申請者	猫を捕獲する前に、 登録動物病院に連絡し、不妊・去勢手術の予約を行う
5 申請者	動物病院の受付で助成券申請書を記入し、利用登録書を提示 （ 登録証の提示が必要 ）
6 申請者	手術終了後、助成額を引いた額を窓口で支払う
7 申請者	猫を保護した場所に戻す

注意事項

- 1 手術を行う猫は志賀町内に生息する飼い主のいない猫に限る。
- 2 手術を行った猫には、再手術を防止するため、耳にV字型にカットを行うこと。
- 3 登録動物病院は町が登録した動物病院のこと。
- 4 手術時に猫が麻酔アレルギーや身体上の理由でやむなく死亡した場合や、手術前後に猫が脱走した場合など、本事業に伴う一切のトラブルは申請者の責任となること。

(参考) 申請者負担額の例

- 実際の不妊・去勢手術に要した費用（①）が助成額（②）を上回る場合の負担額の例
- 申請者は、助成額を差し引いた申請者負担額（③）を窓口で支払う

申請者負担額のイメージ

	手術に要した費用 ①	助成額 ②	申請者負担額 ③（①－②）
ケース1 （去勢手術）	12,000円	11,000円	1,000円
ケース2 （不妊手術）	19,000円	14,000円	5,000円

【問い合わせ先】
志賀町 生活環境課 ☎0767-32-1180